

財務省告示第二百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平
 成十七年六月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年六月十七日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（十年）（第七十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十一條第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第三十九條第一項））	成續等三年法律第七十五號の下の振替法の適用	国債の募集の取扱及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額、金額、発行額、第一條第一項の規定に基づき、十萬圓、三億千七百八十萬圓、發行額、第一條第一項の規定に基づき、一兆九千億圓	一兆九千四百四十億

七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	
最低額面金	振替単位	発行価格	募集の価格	利率	初期利率	第二期以後の利率	償還期限	償還金額	元利支	払場所	募集期間	払込期日
二万二千円	五万円	額面金額	平成十七年六月二十日	年一・三パーセント	平成十七年十二月二十日	毎年六月二十日及び十二月二十日	平成二十七年六月二十日	額面金額	日本銀行	平成十七年六月三日から平成十七年六月十四日まで	平成十七年六月二十日	平成十七年六月二十日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

平成十七年六月二十日

額面金額 百円につき百円七十四

年一・三パーセント

平成十七年十二月二十日

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$